

基幹統計一覧（平成28年10月31日現在：56統計）

- 統計法第2条第4項第1号の規定により直接法定されている基幹統計：国勢統計
- 統計法第2条第4項第2号の規定により直接法定されている基幹統計：国民経済計算
- 統計法第2条第4項第3号の規定により総務大臣が指定する基幹統計：54統計

統計法第2条第4項第3号の規定により総務大臣が指定する基幹統計一覧

名称	作成目的	作成者	作成方法	備考
住宅・土地統計	住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下この項において「住宅等」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
労働力統計	国民の就業及び不就業の状態を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成24年3月27日付け総務省告示第101号により、名称を「労働力調査」から「労働力統計」に変更
小売物価統計	国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成24年6月15日付け総務省告示第213号により、作成目的を変更（地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにするという全国物価統計の作成目的を追加。他方、全国物価統計は、基幹統計の指定解除）
家計統計	国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成26年3月27日付け総務省告示第113号により、名称を「家計調査」から「家計統計」に変更
個人企業経済統計	製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成26年3月27日付け総務省告示第113号により、名称を「個人企業経済調査」から「個人企業経済統計」に変更
科学技術研究統計	我が国における科学技術に関する研究活動の状態を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成24年3月27日付け総務省告示第99号により、名称を「科学技術研究調査」から「科学技術研究統計」に変更
地方公務員給与実態統計	地方公務員の給与の実態を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成26年3月27日付け総務省告示第113号により、名称を「地方公務員給与実態調査」から「地方公務員給与実態統計」に変更

就業構造基本統計	国民の就業構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成24年3月27日付け総務省告示第100号により、名称を「就業構造基本調査」から「就業構造基本統計」に変更
全国消費実態統計	世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
社会生活基本統計	国民の社会生活の基礎的事項を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
人口推計	五年ごとに作成する国勢統計の間の人口の状態を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	統計調査以外の方法により作成する。	平成28年10月18日付け総務省告示第388号により指定（この指定は平成29年度に公表するものから効力を生ずる。）
法人企業統計	我が国における法人の企業活動の実態を明らかにすることを目的とする。	財務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
民間給与実態統計	民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにすることを目的とする。	国税庁長官	専ら統計調査の方法により作成する。	
学校基本統計	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。	文部科学大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成26年11月19日付け総務省告示第401号により、名称を「学校基本調査」から「学校基本統計」に変更
学校保健統計	学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする。	文部科学大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
学校教員統計	学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。	文部科学大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
社会教育統計	社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。	文部科学大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成27年3月25日付け総務省告示第105号により、名称を「社会教育調査」から「社会教育統計」に変更
人口動態統計	出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。	厚生労働大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成26年3月27日付け総務省告示第113号により、名称を「人口動態調査」から「人口動態統計」に変更
毎月勤労統計	雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする。	厚生労働大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成26年3月27日付け総務省告示第113号により、名称を「毎月勤労統

	る。			計調査」から「毎月勤労統計」に変更
薬事工業生産動態統計	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。	厚生労働大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成26年3月27日付け総務省告示第113号により、名称を「薬事工業生産動態統計調査」から「薬事工業生産動態統計」に変更 平成26年11月19日付け総務省告示第402号により、作成目的を変更
医療施設統計	医療施設の分布及び整備の実態並びに医療施設の診療機能の状況を明らかにすることを目的とする。	厚生労働大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
患者統計	医療施設を利用する患者の傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。	厚生労働大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成23年5月20日付け総務省告示第192号により、名称を「患者調査」から「患者統計」に変更
賃金構造基本統計	労働者の種類、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等と、賃金との関係を明らかにすることを目的とする。	厚生労働大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
国民生活基礎統計	保健、医療、福祉、年金、所得等厚生行政の企画及び運営に必要な国民生活の基礎的事項を明らかにすることを目的とする。	厚生労働大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
生命表	全国の区域について、日本人の死亡及び生存の状況を分析することを目的とする。	厚生労働大臣	統計調査以外の方法により作成する。	平成23年3月2日付け総務省告示第70号により指定
社会保障費用統計	社会保障に要する費用の規模及び政策分野ごとの構成を明らかにすることを目的とする。	厚生労働大臣	統計調査以外の方法により作成する。	平成24年7月9日付け総務省告示第258号により指定
農林業構造統計	農林行政に必要な農業及び林業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする。	農林水産大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
牛乳乳製品統計	牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにすることを目的とする。	農林水産大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
作物統計	耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにすることを目的とする。	農林水産大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
海面漁業生産統計	海面漁業の生産に関する実態を明らかにすることを目的とする。	農林水産大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
漁業構造統計	水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする。	農林水産大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成25年3月19日付け総務省告示第119号により、名称を「漁業センサス」から「漁業構造統計」に変更

木材統計	素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにすることを目的とする。	農林水産大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
農業経営統計	農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにすることを目的とする。	農林水産大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
工業統計	工業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成25年11月27日付け総務省告示第431号により、名称を「工業統計調査」から「工業統計」に変更
経済産業省生産動態統計	鉱工業生産の動態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
商業統計	商業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
ガス事業生産動態統計	ガス事業の生産の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
石油製品需給動態統計	石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
商業動態統計	商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成26年9月30日付け総務省告示第353号により、名称を「商業動態統計調査」から「商業動態統計」に変更
特定サービス産業実態統計	特定のサービス産業に関する施策に資するため当該産業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
経済産業省特定業種石油等消費統計	工業における石油等の消費の動態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
経済産業省企業活動基本統計	企業の活動の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
鉱工業指数	鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷及び在庫に係る諸活動並びに各種設備の生産能力及び稼働状況を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	統計調査以外の方法により作成する。	平成23年2月9日付け総務省告示第35号により指定
港湾統計	港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成22年1月19日付け総務省告示第15号により、名称を「港湾調査」から「港湾統計」に変更
造船造機統計	造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	

建築着工統計	全国における建築物の建設の着工動態を明らかにすることを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
鉄道車両等生産動態統計	鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成26年3月27日付け総務省告示第113号により、名称を「鉄道車両等生産動態統計調査」から「鉄道車両等生産動態統計」に変更
建設工事統計	建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
船員労働統計	船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにすることを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
自動車輸送統計	自動車輸送の実態を明らかにすることを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
内航船舶輸送統計	船舶による国内の貨物の輸送の実態を明らかにすることを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	
法人土地・建物基本統計	国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	国土交通大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成25年2月27日付け総務省告示第105号により、名称を「法人土地基本統計」から「法人土地・建物基本統計」に変更するとともに、作成目的を変更
経済構造統計	すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣及び経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。	平成23年3月30日付け総務省告示第114号により、作成者を「総務大臣」から「総務大臣及び経済産業大臣」に変更
産業連関表	生産活動における産業相互の連関構造並びに生産活動と消費、投資、輸出等との関連及び生産活動と雇用者所得、営業余剰等との関連を明らかにすることを目的とする。	内閣総理大臣、金融庁長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣	統計調査以外の方法により作成する。	平成22年9月24日付け総務省告示第345号により指定

(注) 本表に掲載されている基幹統計のうち、基幹統計として指定を受けた年月日について備考欄に記載がないものは、平成21年4月1日付け総務省告示第216号により、統計法第2条第4項第3号の規定により指定を受けた基幹統計とみなされた旧指定統計である。

なお、同告示により基幹統計として指定を受けたとみなされたもののうち、以下の2つの基幹統計は、その後指定が解除されている。

- ・全国物価統計（平成24年6月15日付け総務省告示第213号により指定解除）
- ・埋蔵鉱量統計（平成25年3月29日付け総務省告示第150号により指定解除）